

年税第 50 号
平成 29 年 10 月 25 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 定臣

厚生労働省「臨時福祉給付金（経済対策分）」に係る
ポスター・チラシの撤去のお願い

今般、平成 29 年 2 月 16 日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「厚生労働省『年金制度』及び『臨時福祉給付金（経済対策分）』に係るリーフレット・ポスターの設置及び掲示等について」（年税第 76 号）で、貴会会員の先生方の診療所等の待合室へ設置等の協力をお願いした「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター・チラシにつきまして、厚生労働省より、別添の通り、市町村で申請書の受付期間が終了したことから、撤去の協力依頼がありました。

つきましては、「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター・チラシにつきまして、適宜、撤去していただきますよう、貴会会員への周知方お願い申し上げます。

なお、「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター・チラシと一緒に、設置等の協力をお願いいたしました「年金ニュース第 2 号」リーフレットにつきましては、残数がある場合は、引き続き設置にご協力をお願いいたします。

[添付資料]

- 臨時福祉給付金（経済対策分）の周知・広報のご協力に対する御礼とお願い（日本医師会宛添書、厚生労働省社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室）
- 厚生労働省「本年度実施分：臨時福祉給付金（経済対策分）」
- 厚生労働省「過去に実施した臨時福祉給付金」
- 厚生労働省「年金ニュース第 2 号」

平成29年10月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

臨時福祉給付金（経済対策分）の周知・広報のご協力に対する御礼とお願い

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の広報につきましては、平成26年度の事業開始以降、多大なるご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ご協力をいただきましたおかげで、本年度に実施しております、臨時福祉給付金（経済対策分）につきましては、ほとんどの市町村において申請受付が終了し、本年8月末時点では1,996万人の方に支給することができました。

そこで、お願いでございますが、臨時福祉給付金（経済対策分）の周知・広報のためにポスター、チラシの設置のお願いをさせていただきました際には、市町村の申請受付期間との関係から3月頃から6月頃までのご対応をお願いさせていただきましたので、既にポスター、チラシを撤去していただいているものと存じますが、ほとんどの市町村で申請書の受付期間が終了しましたので、住民の方が誤認することを防止する観点から、今一度ご確認いただき、これまで実施してきた臨時福祉給付金も含め、ポスター、チラシが設置されておりましたら、御面倒をお掛けいたしますが、適宜、撤去していただきますようお願いいたします。

「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター及びチラシの例を添付いたしますので、ご参照ください。（過去に実施した臨時福祉給付金の例も、ご参考まで添付いたします。）

なお、臨時福祉給付金のポスター・チラシと一緒に送りさせていただきました「年金ニュース（第2号）」につきましては、年金制度の理解促進のため、残数がある場合は、引き続き設置に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

御多忙の折、お手数ではありますが、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

【連絡先】厚生労働省 代表電話 03-5253-1111

（臨時福祉給付金に関する照会先）

簡素な給付措置支給業務室 磯貝、榎本 内線 2129、2133

（年金ニュースに関する照会先）

年金局事業管理課給付事業室 浅岡 内線 3655

【本年度実施分：臨時福祉給付金（経済対策分）】

ポスター・チラシ（表面）

確認じゃ! 給付金。

**臨時福祉給付金
(経済対策分)**

1人につき1万5千円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。



申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、**昨年(平成28年)1月1日時点でお住まいの市町村**です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：
0570-037-192 9時～18時（土日祝も開設。ただし、12月18日以降は平日のみ。）

■IP電話からかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278

「臨時福祉給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。




厚生労働省

三つ折りチラシ

申請方法

- 臨時福祉給付金（経済対策分）を受け取るためには、**市町村へ申請**が必要です。
- 申請先は、**昨年(平成28年)1月1日時点で住民票がある市町村**です。
(平成20年以降に引越をしていない方は、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、**各市町村によって異なります**。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ（「**カクニンジャ**」で検索）をご確認ください。

対象者の方は
さらに確認じゃ!



お問い合わせ先

ご不明な点は、
厚生労働省給付金専用ダイヤル：
0570-037-192

9時～18時
(土日祝も開設。ただし、12月18日以降は平日のみ。)

■IP電話からかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370
■FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278

または
「**申請先の市町村**」へ
お問い合わせください。



「臨時福祉給付金」を装う
「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」に
ご注意ください。

市町村や厚生労働省などからもらった平書や簡便書が来た場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話(※9110)）にご確認ください。



確認じゃ! 給付金。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

**臨時福祉給付金
(経済対策分)**

1人につき1万5千円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金 (3千円) の
支給対象者の方

カクニンジャ 検索



【過去に実施した臨時福祉給付金】

○平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金

確認じゃ! 2つの給付金。

平成28年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への支援を継続します。

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい
所得の少ない障害・遺族の方を支援します。

**平成28年度
臨時福祉給付金**

1人につき3千円

支給対象者
平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税所得が所得控除後の所得が0円の方)
※給付金の受け取りは、申請が必要です。

**障害・遺族年金
受給者向け給付金**
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、障害年金や
遺族厚生年金を受給している方
(課税所得が0円の方を除きます)

- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：
0570-037-192 9時～18時（平日のみ、ただし、8月1日～12月31日は土日祝も休まず）
※FAXでのお問い合わせの場合は：06-6645-6278

「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を扱う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

厚生労働省

○高齢者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じゃ!
高齢者向け給付金。

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

高齢者向け給付金
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者
平成27年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：
0570-037-192 9時～18時（平日のみ、ただし、4月1日～7月31日は土日祝も休まず。）
※FAXでのお問い合わせの場合は：06-6645-6278

「高齢者向け給付金」を扱う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

厚生労働省

【年金ニュース第2号】

年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間があります

過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

合算対象期間（「カラ期間」といいます）
 合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には ①昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に、学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

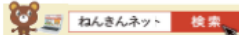
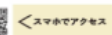
ご自身の年金記録を確認することで年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）につきましては、これまでも「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違えやすいお名前の方、②本来とは異なる生年月日やお名前で届出された可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。皆さまの年金記録をもう一度確認します。

➢ 年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。

お問い合わせ先「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ
0570-058-555 050-0811-5555
受付時間：平日9時～17時 03-6700-1144 受付時間：平日9時～17時
※お電話の際は、お名前と生年月日をお知らせください。

不審な電話や訪問があった場合は
 日本年金機構や年金事務所の職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなどの、不審な電話や訪問にご注意ください。「怪しいな？」と感じたら、口座番号や個人情報を活したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

年金ニュース 第2号

政府広報 | 厚生労働省 平成29年2月



新たに年金を受けとれる方が増えます。年金額を増やすこともできます。

- ✓ 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- ✓ 60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やせます
- ✓ ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ
0570-05-1165
 050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6700-1165

資格期間が10年以上となれば年金を受けとれるようになりました

これまで **必要な期間25年**
 資格期間15年の人 → 受けとれない

平成29年8月1日から **必要な期間10年に短縮!**
 資格期間15年の人 → 受けとれるようになった!

「資格期間」とは?

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）※3ページをご覧ください

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります）

対象となる方は手続きが必要です。
 新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（以下の時期に送付）お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きを!

送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
① 2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
② 3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③ 4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④ 5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤* 6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以降生まれ

*国・県、地・市・区及び自治体等に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。資格期間が10年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します。

今から保険料を納めて年金額を増やすこともできます

新たに保険料を納付すると、年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。

60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）
 希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。

ご利用いただける方（次の①～④のすべてに該当する方です）
 ① 日本国内に住所を有する*60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）
 ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 ④ 現在、厚生年金保険に加入していない方
*外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます

過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）
 過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより、保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。保険料を納めることで、年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。

ご利用いただける方（次の①または②のいずれかに該当する方です）
 ① 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
 ② 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）
注：60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません

専業主婦（主夫）の届け出遅れの期間のお届け（特定期間該当届）
 例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには、国民年金を3号から1号に切替が必要ですが、過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた期間の記録が保険料未納期間になっています。

「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受けとれない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受けとる年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

国民年金のお手続きなどに關しては「ねんきん加入者ダイヤル」へ
0570-003-004
 050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6630-2525